

スポーツ少年団だより

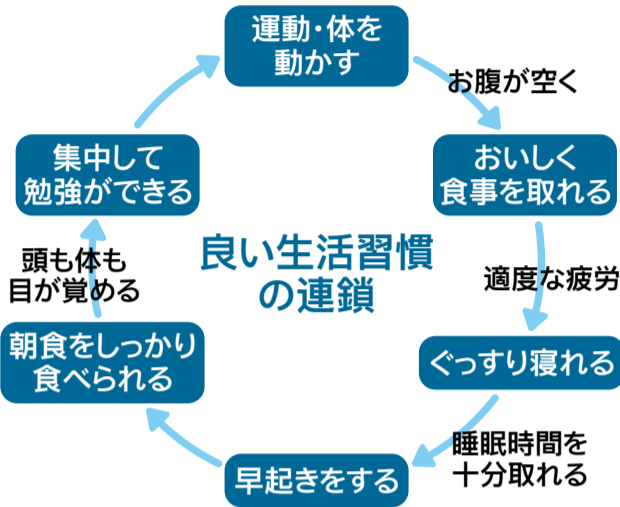
運動=良い生活習慣

1月26日(日)に稚内市総合体育館で「アクティブ・チャイルド・プログラム」講習会を講師に札幌国際大学短期大学部准教授の林 二士(はやし つくじ)氏を招き開催しました。

子どもたちが楽しみながら身体を動かし、自発的・積極的に人と交わり協調する子どもを育てることを目的とした運動プログラムを普及・啓発できる者を養成する講習会で、スポーツ少年団の指導者や中学生リーダーなど16人が参加しました。

講義では「運動や体を動かして遊ぶことで、良い生活習慣は連鎖する」と運動の大切さを教えてくれました。

実技では参加者が実際に体を動かして運動遊びを行いながら、指導のポイントなどを学びました。



感情をコントロールして、怒りで失敗しないように

令和6年度スポーツ少年団・学校交流研修会を開催します。スポーツ少年団の育成指導にあたる指導者並びに保護者と、学校関係者及び関係機関の役員が一堂に会し、相互理解を深めるとともに、地域スポーツを振興するための共通認識をもって、スポーツ活動の継続化に資することを目的とした研修会となっています。今年度はスポーツフォーキッズジャパン代表の渋谷崇行氏を講師に招きます。

渋谷氏は指導者と部員との人間関係に関心を持っており、主に部員の心理的ストレスやライフスキル、指導者や保護者の負担感に関する研究を行っている他、フィリピンのセブ市の貧困層児童にスポーツ教育を実施しているNPOの支援活動も行っています。

日時 令和7年3月4日(火) 18時30分~20時40分

会場 稚内総合文化センター

講師 渋谷 崇行氏

(一般社団法人スポーツフォーキッズジャパン代表)

内容 講演:

「怒り」で失敗しないためのアンガーマネジメント

ワークショップ:

「アンガーマネジメントを実践しよう!」

対象 (1) スポーツ少年団指導者及び育成会員

(2) 稚内市内小・中学校教職員及びPTA役員、中学校・高校運動部顧問

(3) 稚内市教育委員会役職員及び子ども会連絡協議会役職員

(4) 稚内市スポーツ協会役員及び加盟団体(スポーツ少年団関係種目)役員

(5) その他スポーツ関係者

リズムがパフォーマンス向上につながる?

令和6年度体育施設利用促進事業「トレーニングセミナー」が開催されます。スポーツ選手に最高のパフォーマンスを継続して発揮するためのトレーニング方法や安全対策の知識・技能を習得し、指導者の育成と指導資質向上を図ることを目的としたセミナーとなっています。

今年度はスポーツリズムトレーニング協会代表理事の津田幸保氏を講師に招きます。津田氏はリズムを通じて運動パフォーマンスを高めるとともに、怪我の予防にもつながる「スポーツリズムトレーニング」を日本だけではなく韓国や台湾などでも広めています。日本ではプロ野球の横浜DeNAベイスターズやプロサッカーチームなど約200チームがウォーミングアップとして取り入れています。

日時 令和7年3月30日(日) 9時00分~11時30分

会場 稚内市総合体育館 会議室及び2階体育室

講師 津田 幸保氏

(スポーツリズムトレーニング協会代表理事)

内容

講義: 「なぜリズムが大切なのか?」

実技: 「リズムトレーニングとは?」

対象 (1) 各種競技団体指導者、スポーツ少年団指導員

(2) 中学・高校運動部部員、中学・高校運動部顧問、体育科教諭

(3) 日本スポーツ協会公認指導員、スポーツ協会公認指導員

(4) スポーツ推進委員、社会スポーツ担当者

(5) その他参加を希望する者

仲間と一緒に楽しく!! スポーツ安全保険

安心してスポーツ活動を楽しむことができるように「スポーツ安全保険」の加入を呼び掛けています。

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。(4人以上の団体でご加入ください。)

保険の内容

- 対象事故: グループ活動中の事故や活動場所への往復中の事故
- 保険期間: 2025年4月1日 午前0時から
2026年3月31日 午後12時まで
- 加入手続き: インターネット(スポあんネット)から受け付けております。

問い合わせ先
スポーツ協会事務局へ

「スポあんネット」URL

スポあんネット

検索

<https://www.sportsanzen.org/spoannet/>



令和7年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども <small>(中学生以下 特別支援学 校高等部の生 徒を含む。)</small>	▶スポーツ活動 ▶文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 <small>上段: 団体活動中・その往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動など)の補償額</small>	AW	1,450円	3,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同様	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
大人 <small>(高校生以上)</small>	▶スポーツ活動 ▶スポーツ活動の指導・審判	64歳以下 C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円 ※自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	180万円
		65歳以上 B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	▶文化活動・ボランティア活動・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 <small>※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。</small>	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) <small>(アメリカンフットボール、山岳登山など)</small>	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		